

認知症患者の鉄道事故裁判 監督義務者に判決…？



平成19年12月7日に発生した認知症患者（要介護4）の、振替輸送費等の損害賠償を請求する訴訟を提起した。

争点は認知症高齢者を介護する家族の監督義務。民法714条では、認知症等が原因で責任能力がない人が損害を与えた場合、被害者救済として「監督義務者」が原則として賠償責任を負うと想定している。1審で地裁は「目を離さず見守ることを怠った」と男性の妻の責任を認定。

長男も「事実上の監督者で適切な措置を取らなかった」として2人に請求通り720万円の賠償を命令した。2審の高裁で「20年以上男性と別居しており、監督者に該当しない」として長男への請求を棄却。妻の責任は1審に続き認定し、359万円の支払いを命じた。

最高裁では、妻自身も85歳と高齢なうえ要介護1の認定を受けており、長男の補助を受けて介護していた、という事実に照らして、男性の第三者に対する加害行為防止のための監督は「現実的には可能な状況にはなかった」として法定の監督義務者同視できないと判断した。併せて、長男についても、男性と同居しておらず接触も少なかったとしてやはり、法定の監督義務者とは同視できないと判断した。

そうは言っても…もちろんすべての認知症患者を主体とする事故に今回の最高裁の判断が直ちに当てはまる訳ではない。

仮に妻が要介護認定を受けておらず、男性の介護を行っていた場合、法定の監督義務者と同視されていた可能性もある。また、高齢の妻でなく、若年の子どもが介護を引き受けて毎日面倒をみていたような場合も監督義務者と同視される可能性もあろう。

このように親族等の誰かが監督義務者と同視された場合、どこまで具体的に監督していれば監督責任を免れることになったのかと不安の残る判決であった。

ちょっとウロウロして不安そうな人を見かけたら 声をかけて！

10月のある日「ケアホーム希望」利用者のSさんが「家からいなくなった」と家族から連絡が入った。お昼頃まで部屋で寝ていたのを妻が確認しているが、夕方に起こそうと部屋に入ると…もぬけの殻だった。驚いた妻は 警察に連絡をし、近所を探すが見つからず、ケアホーム希望の職員も自転車やバイク等で近隣を探す。市役所にも連絡するが「待っているしかない」と、言われた。辺りは暗くなり家族や私たちは不安がつのるばかり。

そんな矢先、深大寺周辺のマンションのエントランスにいた Sさんを職員が 見つけ、ホッとした瞬間だった。

パジャマ姿にサンダル履き姿で、他人が声をかけても会話にならない。認知症サポーターや見守りネットワークといっても いざという時にはうまく活動していないのが現状のようだ…。



私たち まだまだ ボケない

ように活動しています



ここは
こう編むと
つながりますよ



私たちは
体を動かさないと…
ですね



♪ 秋の夕日〜に〜 ♪



これからの
政権はどうなるの？



秋と言えよ…

え〜っと…
天高く馬肥える秋



秋は…
ぶどうね



選挙の時
どう 書けば
いいの？



我が家のペット

自慢



ポメラニアン
の”ポコ”は飼主の
Mさんが
元気のない時は
ワンワン 吠えて
励ましてくれる!



Mさん宅のオウム
の”コケ”は
飼い始めて44年!
きっと人間でいうと超高齢者だ!



Jさんと暮らす
”キャロル”
甘え上手で
いつもJさんの
そばにいる…



10月の 誕生日会



88歳 感動いっぱい!

人間が生きるということは
毎日何かに感動してゆくことだ。
昨日は気がつかなかったものに
今日は新たな発見をして感動する。

米寿



おめでとう!

88歳